

佐賀県告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十三年十二月十六日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所
- (二) 西松浦郡有田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (三) 保安林として指定された目的
- 水源のかん養
- (三) 解除の理由
- 指定理由の消滅
- 二 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所
- (二) 西松浦郡有田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
- 公衆の保健
- (三) 解除の理由
- 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び有田町農林課に備え置いて縦覧に供する。）